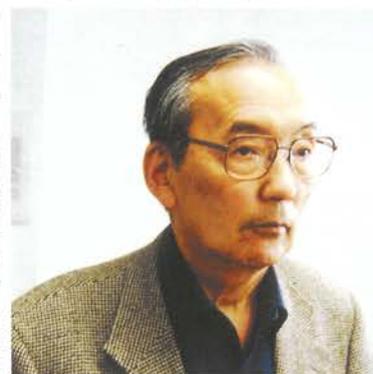




小林正和氏撮影

弁護士から見た世相

弁護士 榎本信行



私個人の弁護士稼業も四〇年を越えている。わが事務所は、町医者ならぬ町弁護士をもって誇りとしてやってきた。事務所も開設して三〇年近く、町の様々な法律問題を扱ってきた。そんな中で、「どんな事件が多いですか？」という質問をよく受ける。その時代時代で、印象に残る事件が違う。やはり、バブル時代の事件が一番思い出に残っている。一億円の現金をポストンバックに入れてきて、「これで土地を売ってくれ」といつてきた人がいた。私が管理していた土地の件である。地上げ時代の狂乱の一幕であった。

家族関係が荒廃し始める時であった。それまで仲良くしていた兄弟も、親が残したちよっと庭がついた家屋敷が何千万円になるといので、相続で奪い合いという時代であった。この傾向は今でも終わっていない。ただ最近、こうした傾向を知って親の立場から考える人達が増え、遺言状を書く人が増えている。弁護士の立場からすると、これは大変結構なことである。遺言状は、一応強い効力があり、子ども達はそれに従わなければならない。ただ、遺留分という制度もあって、遺言どおりに行かないこともある。

相続問題の他に身近な事件は、離婚である。これは最近増えてつあることであるが、たいした理由もなく離婚したいという若い夫婦が増えている。子どもがいる場合は、深刻な問題を残す。お互いに我慢しあっている、味が出てくるのが夫婦というものであるのになあと思つ。

こうして、われわれ弁護士は、世の波に揺られて生きているのである。

TOKYO 大樹法律事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目10番3号 太田紙興新宿ビル8階
TEL.03-3354-9661(代)/FAX.03-3354-3324

薬害肝炎訴訟 3月23日、東京地裁で判決へ！

弁護士 濱野泰嘉

昨年は、「薬害肝炎訴訟」において、二つの原告勝訴判決がありました。六月二日の大阪判決と、八月二日の福岡判決です。

薬害肝炎訴訟とは、血液製剤であるフィブリノゲン製剤や第9因子製剤を投与されたことによりC型肝炎に感染した被害者が、製造承認した国や製造販売した製薬会社を相手に、被害救済を求めている裁判です。東京、名古屋、仙台を含め五地域で、北は北海道から南は沖縄まで、まさに全国の被害者二七人が闘っています。

フィブリノゲン製剤による被害者の多くは、出産時に出血があった妊産婦です。ある原告は、出産直後に止血剤として投与されると、途端に悪寒が全身を襲いガタガタと震えがとまらなくなるといいます。その後は、何か月間も「絶対安静」。子どもを抱くことも、母乳を与えることもできず、いつ快復するかわからない我が身を恨んで、ベッドの上で涙を流す日々。これ以上の改善は見込めないと退院しても、最低限の家事、子育て以外は、家でも覆て過ごす状態で、次第に夫とも仲が悪くなり、離婚した原告も少なくありません。

また、第9因子製剤は、出生直後の子どもに出血傾向がみられた場合に投与されてきました。そのため、原告がC型肝炎の感染を知ったのは、投与から一〇数年後の高校生、大学生のころです。多感な時期に知るC型肝炎感染の事実。差別をおそれて友だちを避けるようになった、将来希望していた仕事をあきらめた、恋愛や結婚に絶望を感じるなどの深刻な被害を、何人もの原告が法廷で語りました。

このように多くの人の人生を変えたフィブリノゲン製剤と第9因子製剤。しかし、止血剤として



使用されたこれらの血液製剤は、実は、止血効果が怪しく、他方、肝炎感染の危険が著しく高いものでした。そして、他に安全なクスリが存在していたため、使う必要のないものでした。つまり、国や製薬会社が、使う必要がなく、また、肝炎感染の危険が高いクスリを放置し続け、製造販売を続けたため、これほどまでに大きな被害が生じたのです。

日本のB型肝炎、C型肝炎患者は約三五〇万人いると言われていました。そして、その多くは、輸血や血液製剤の投与、予防接種における針や筒の不交換など、医療行為により感染しました。これは、総じて国の医薬品行政、血液行政、そして感染症対策の誤りにより生じたものです。

日本や依頼者と話していても、自分や家族がC型肝炎だという人が多くいます。そして、みなさん、症状の進行や治療についてすごく心配されています。私たちは、国と製薬会社に対し、フィブリノゲン製剤と第9因子製剤によるC型肝炎感染被害の責任を認めさせた上で、B型肝炎も含めたウイルス性肝炎患者に対する治療体制の整備などに取り組むつもりです。裁判は、あくまでも国に政策転換をさせる突破口です。

今年、三月三日午後二時に東京地裁で判決が出ます。肝炎被害者に十分な治療を保障するためにも、そして、二度と薬害事件を起こさないためにも、薬害肝炎訴訟の早期全面解決が必要です。一人でも多くの方からご支援をいただければ幸いです。

日本人父を持つ子に日本国籍を！ ― 国籍確認訴訟

弁護士 近藤博徳

皆さんは、「日本人」という言葉からどういう人をイメージするでしょうか。法律上は、憲法一〇条が「日本国民たる要件は、法律でこれを定めると規定し、これを受けて国籍法が『日本人』の要件を定めています。ところがこの国籍法に大きな不平等があり、現在裁判で争われています。国籍法によれば、父母のいずれか一方が日本人ならば、その子は日本人となります。母親が日本人ならば、その子は母親が結婚していきようがいまいが、必ず日本国籍を取得できます。ところが、父親が日本人で母親が外国人の場合、ごく例外的な場合を除いて父親と母親が結婚しなければ子どもは日本国籍を取得できません。

しかし、父親と母親のどちらが日本人かによって、このような差別をすることに根拠があるのでしょうか。国は、結婚した夫婦は「正常な家庭」であるのに対し、結婚していない男女の間の子は「正常でない家庭の子」であって、両者を区別することに合理的な理由がある、と言っています。しかし生まれてくる子どもは、その家庭を選択することができません。また、「正常」とか「正常でない」という言い方自体、大変差別的な表現であって、こういう言い方をする国の方が差別を助長しているといえます。

いま日本には、このように日本人の父親を持つ外国籍の子がたくさん暮らしています。



大きい子では中学生・高校生になりつつある彼らの多くは日本で生まれ、日本人である友達と同じ教育を受けて育っています。「本国」と言われる国に行ったこともなく、もちろんその国の言葉も知りません。けれども彼らは最悪の場合、行ったこともない「本国」に強制送還されてしまうのです。

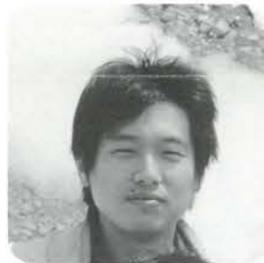
Lawyers essay

勝手に変えるな。映画『フラガール』を観て

弁護士 井堀 哲

久々に映画を見た。昭和四〇年、福島県の炭鉱町で、「北国にハワイを作る」町おこしをめぐる人々の人間模様を描いた作品である。映画は、ハワイアンダンサーの育成もセンター一立ち上げも成功し…とハッピーエンドで締められている。

しかし、そこにはエネルギー革命（石炭から石油）の波に翻弄される町の人々の悲哀が満ちている。新しい時代の波に乗る人、迷う人、拒絶する人…。豊川悦司演じる炭坑夫も酒場で憤る。「俺たちが何が悪いことしたか？来る日も来る日もただ懸命に穴（炭坑）掘ってただけだ。勝手に変わってしまったのは時代の



このような不公平な扱いは憲法一四条一項の定める「法の下の平等」に反するとして、二〇〇六年三月二十九日に東京地方裁判所は違憲判決を下しました。控訴審も間もなく結審し、判決が出る予定です。日本人の父親を持つこの子どもたちが、生まれ育った日本で日本人として暮らしていけるよう、ぜひご支援下さい。

「勝手に変えるな」と。だから、「新しい」装いをした時代の流れに対して、憤るべきなのだ。

退所のご挨拶

弁護士 田部知江子

昨年九月末をもちましてTOKYO大樹法律事務所を退所し、一〇月一日より牛島聡美弁護士と共にオリープの樹法律事務所を開設いたしました。

TOKYO大樹法律事務所在任中は、二〇〇〇年一〇月の弁護士登録以来、六年間にわたり多くの方々に支えられながら、一般民事・刑事事件のみならず様々な社会的課題にも取り組むことができました。みなさまからいただいた力の大きさを改めて感じております。本当にありがとうございました。

新事務所開設後、三ヶ月が過ぎ、慌たしいながらも、新たな活動の場が広がっていく充実感も感じております。この一月からはさらに伊藤和子弁護士も加わり、女性弁護士三名の事務所となりました。

「人々が憩い、つどい大樹」ではぐくんできた精神を、平和のシンボルでもあるオリープの樹のもとでも發揮し、みなさまの法的なニーズに添えていきますよう努力を続けるとともに、昨年七月に設立されました国際人権NGO「ヒューマンライツ・ナウ」を側面でも支えるべく、新たに国際的な人権課題にも挑戦していきたいと思っております。今後とも、引き続きご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願いたします。



「オリープの樹とともに」



体を動かす楽しみ

弁護士 松浦基之

毎朝、起床直後、腹筋・背筋・腕立て伏せ各三〇回を含む我流の体操と冷水摩擦をする。夏なら汗が流れて朝シャンとなる日もあり、冬でも身体がぼかぼかする。

また、週二回、徒歩五分のスポーツクラブに通ってクロールで一〇〇〇メートル泳ぐが、ある時プールが使えず、筋トレに挑戦した。以後、週二回のうち一回は、水泳を半分にして筋トレをしている。運動直後、体重は0.2kg前後減り、血圧も下がる。最近では携帯電話の万歩計機能で一日の歩数を数えたりしている。体を動かすのは、なかなか楽しい。

妻は私の健康志向を半ば揶揄して「運動不足恐怖症」と言い、事務所の榎本さんは「頑張ってポキリと折れるなよ」と言う。いずれも過剰な力みへの警告と受け止めている。

高校サッカー部のキャプテンだった一七歳から大学復帰の二三歳まで、肺結核で二回、合計四年も休学した懊悩の日々を思えば、現在の健康は夢のようだ。今、苦しい思いをバネに、腹が出ない体型を有り難く思いながら、多忙な毎日を通り過ぎていく。

